E－㉓－45444　山本　芳寿
E－④－45445　株式会社アディスクラフト
E－①－45446　巧建インテリア株式会社
E－㉑－45447　株式会社インテリア　カワイタケシ
E－㉒－45448　大畑　直巳
E－㉘－45449　株式会社佐藤信
E－㉒－45450　若尾　勝由
E－㊲－45451　田渕　省三
E－⑳－45452　佐藤　哲治
E－⑩－45453　株式会社メイクワン
E－⑭－45454　小島　英一
E－⑤－45455　伊藤　和広
E－④－45456　加藤　和雄
E－㉞－45457　株式会社インテリア　ルーム
E－⑬－45458　株式会社和光
E－①－45459　株式会社京成
E－㉒－45460　株式会社装研
E－㉓－45461　ジェイスタイル株式会社
E－㊵－45462　村上　史昭
E－㉖－45463　ヨシカワ株式会社
E－⑤－45464　装飾ほんま株式会社
E－⑫－45465　株式会社朋華
E－②－45466　浅田　友和
E－⑫－45467　株式会社ＴＫ建装
E－⑱－45468　有限会社ムラシタインテリア
E－③－45469　株式会社ｉｎｔｅｃｈ
E－㉗－45470　株式会社総合建設ラグランジュポイント
E－⑬－45471　株式会社なかむら
E－⑬－45472　丸日産業株式会社
E－㉝－45473　熊澤　幹男
E－⑦－45474　株式会社ライズ
E－⑦－45475　有限会社ヤナイ装業
E－㉑－45476　西垣　信幸
E－㉓－45477　有限会社・原産業
E－㉝－45478　入澤　秀行
E－㉝－45479　株式会社ボストメイト
E－⑱－45480　株式会社タカトリ装飾
E－㉓－45481　野崎　厚志
E－㉖－45482　株式会社青木建設
E－①－45483　有限会社村田商会
E－㉖－45484　株式会社みると
E－⑱－45485　英伸装業株式会社
E－①－45486　有限会社デコール
E－④－45487　伊藤　雄一郎
E－㊵－45490　株式会社アールアイオー
E－①－45492　松本　真典
F－㉖－1471　株式会社Book Smart
F－㉗－1472　東洋シャッター株式会社
F－⑬－1474　有限会社リトルプリンセス
F－⑬－1475　株式会社アネビー
F－⑬－1476　株式会社スタジオアナグラムタンスのゲン株式会社
F－㊵－1477　株式会社リサプレア
FE－㉘－1473

○外務省告示第三百六十三号

コスタリカ共和国政府は、平成十三年十一月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の加入書を平成二十九年九月二十二日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年一月一日にコスタリカ共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年十月六日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十九年十月二十五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百六十四号

平成二十九年十月十二日にコトヌで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億二千万円

3　署名者

日本側　小西淳文在ベナン大使

ベナン側　オレリアン・アベノンシ外務・協力大臣

平成二十九年十月二十五日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第千六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町栗巣字大滝九七七の一から九七七の三まで、九七九の一から九七九の三まで、九八〇から九八二まで、九八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県富山市中地山字マサ割一九（次の図に示す部分に限る。）、五の一から五の二〇まで、六の一から六の一一まで、七の一から七の二〇まで、八尾町切詰字東瀬戸一三の一、字大谷六の三（次の図に示す部分に限る。）、六の六、六の八、字鍋谷七の一、七の四、字忍谷八の三、字喜右エ門谷九の二、九の四、字深谷一〇の二、字水上谷一一の一〇・一一の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二の九、棚ケ原字滝又山割二七・二八・四二・五九・六二・六四・六六の一・六六の二・六七から七〇まで・七三・九九の一三から九九の一八まで・一〇〇の一・一〇〇の三・一〇〇の四・一〇〇の六から一〇〇の八まで・一〇〇の一一・一〇〇の二三・一〇〇の二四・一〇〇の二六・一〇〇の二七・一〇〇の二九・一〇〇の三〇・一〇〇の三二・一〇〇の一から一〇一の三まで・一〇一の一から一〇一の一三まで・一〇一の一九から一〇一の二一まで・一〇二の一（以上四十八筆について次の図に示す部分に限る。）、一から五まで、七の一、七の二、八、一〇、一三から一八まで、二一から二三まで、二四の二、二五、二六、二九から三五まで、三六の一、三七から四一まで、四五から五七まで、六一の一、六一の二、六三、七一、七二、七四から九八まで、九九の二から九九の一二まで、一〇〇の二、一〇〇の九、一〇〇の一〇、一〇〇の一二から一〇〇の一七まで、一〇〇の一九から一〇〇の二二まで、一〇〇の二五、一〇〇の二八、一〇〇の三一、一〇〇の三三、一〇一の四から一〇一の八まで、一〇一の一六から一〇一の一八まで、一〇二の二から一〇二の五まで、一〇二の七から一〇二の二三まで、一〇二の二五から一〇二の三三まで、一〇三の一から一〇三の二二まで、一〇三の二四から一〇三の三三まで、一〇四の一から一〇四の九まで、一〇四の一二から一〇四の一八まで、一〇五の一から一〇五の五まで、一〇五の五から一〇五の一一まで、砂見字西山割一三、一四の三、一七、二五、二六、二七の一、二八、三〇の一、三一、三二、三四の一、三四の二、三五の二、三六から三八まで、三九の二、三九の三、四〇の一、四〇の三、四一の一、四一の二、四二、四三の一、四三の二、四三の四から四三の一〇まで、四四の二、四五、四六、四八、四九、五一から五七まで、字東山割三一、三四、三九、四一の二、四四から五三まで、五四の一、五四の二、五五、五六、庵谷字大谷一〇の六・一一の一から一一の四まで・一一の一八・一二の一・一二の二・一三の一二・一三の一三・一七の七・一七の八・一九の一三・二一の一〇から二一の一二まで・二一の一四・二一の一七・二二の四・二二の一三から二二の一六まで（以上二十三筆について次の図に示す部分に限る。）、五の一から五の六まで、六の一、六の二、七の一、一〇の五、一一の五から一一の八まで、一一の一二から一一の一七まで、一一の一九、一三の三、一三の五から一三の一一まで、一三の一四から一三の二六まで、一四の三から一四の五まで、一四の八から一四の一四まで、一五の一、一